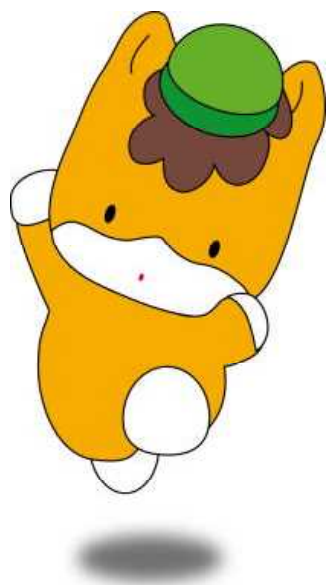


群馬県社会的養育推進計画

(平成27年度～令和11年度)

(原案)



<令和〇年〇月改定>

群 馬 県

■はじめに

■目次

第1章 総論	1
第1節 群馬県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
第2節 本県における社会的養育の現状	4
1 社会的養育の現状	4
(1) 本県の人口の動向と構造の変化	5
(2) 児童相談所における相談件数の推移	7
(3) 社会的養育関係施設の設置状況	10
(4) 里親の状況	13
(5) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）の状況	15
2 社会的養育の将来像	16
(1) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込	16
(2) 社会的養育の整備	18
第3節 計画の基本的な考え方	20
1 基本方針	20
2 基本的視点	21
3 施策体系	22
第4節 計画の推進	23
1 計画の推進体制	23
(1) 県の推進体制	23
(2) 市町村や関係施設・機関等との連携	23
第2章 具体的取組方向	24
1 養育環境の整備	24
(1) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進	24
(2) 里親制度の普及推進、里親の確保	26
(3) 里親・ファミリーホームへの支援	28
(4) 里親養育の包括的な支援（フォスタリング業務の実施）	29
(5) 子どもの状況に応じた一時保護環境の整備	31

2	児童虐待の防止	33
	(1) 児童虐待の予防・防止の取組強化	33
	(2) 警察、学校及び医療機関等の関係機関との連携強化	34
	(3) 被虐待児童の早期保護	35
3	人材の育成	37
	(1) 施設職員及び里親の専門性の向上、人材の確保	37
	(2) 市町村・児童相談所職員の専門性の向上	37
	(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進	39
4	児童の自立支援（ライフサイクルを見通した支援）	40
	(1) 児童の自立支援策の強化	40
	(2) 子どもの権利擁護体制の整備（意見聴取・アドボカシー）	41
	(3) アフターケア（施設退所並びに里親及びファミリーホーム委託解除後の 相談支援）への取組	42
	資料編	43
1	社会的養育推進計画検討会議設置運営要領等	43
	(1) 社会的養育推進計画検討会議設置運営要領	43
	(2) 社会的養育推進計画検討会議開催経過	45
2	関係法律等	46
	(1) 児童福祉法	46
	(2) 児童虐待の防止等に関する法律	50
	(3) 子ども・子育て支援法	51
	(4) 児童憲章	53

第1章 総論

第1節 群馬県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

1 計画策定の趣旨

社会的養護の充実については、厚生労働省において、平成23年7月に「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられ、その中で、社会的養護は、原則として家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとされ、施設の本体施設、グループホーム、里親等の被措置児童数の割合を3分の1ずつにすることが目標と掲げられました。

これに沿って、児童養護施設及び乳児院における小規模化及び家庭的養護の推進を実現していくために、平成24年10月に「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」が取りまとめられました。

これらの報告では、虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要であり、原則として、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、児童養護施設等における施設養護も、施設の小規模化、地域分散化を行い、できる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとされました。

しかし、平成27年度末においても、里親等の委託率は、全国平均で「社会的養護の課題と将来像」が目標とする水準を下回る17.5%となっており、民間との連携を含めた更なる里親養育支援の充実が課題となっています。

このような中、平成28年に児童福祉法等の一部を改正する法律（以下、「平成28年改正児童福祉法」という。）が成立し、昭和22年の制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることを位置付けるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。

行政においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める（家庭養育優先原則）こととされました。そして、これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である児童養護施設等における地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることとされ、施設の小規模かつ地域分散化に向けた方向性が明確に示されました。

また、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化されました。

さらに平成29年5月には、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部

を改正する法律（以下、「平成29年改正児童福祉法」という。）が成立し、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法の関与の強化等がなされました。

これらの法改正を受けて、厚生労働省において「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、平成28年改正児童福祉法に基づく新たなビジョンを提示するため、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置され、平成29年8月に、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの最善の利益を念頭に、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、平成28年改正児童福祉法に基づく社会的養育の全体像が示され、代替養育としての性格も有する一時保護改革、里親への包括的支援体制の在り方としてフォスタリング機関事業の構築、施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進と養親や子どもへの支援、子どもの自立支援などが示されました。

こうした平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められていることから、平成26年度に策定した「群馬県家庭的養護推進計画」（平成27～41年度）を全面的に見直し、改めて10年後の将来を見据えて計画を改定したものです。

2 計画の位置付け

この計画は、「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）、「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」について」（平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）、「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」について」（平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）、「一時保護ガイドラインについて」（平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づく「都道府県推進計画」として位置付けられるものです。

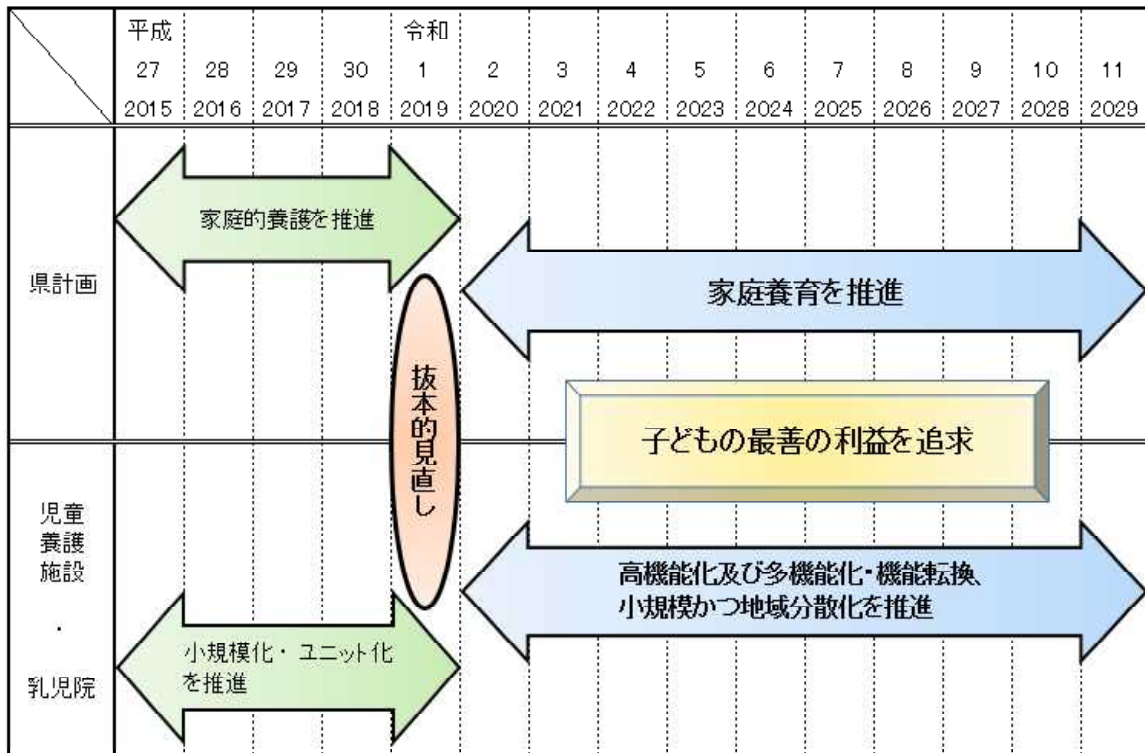
なお、「子ども・子育て支援法」において、都道府県は「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することとされており、同計画には、「保護を要する子どもの養育環境の整備（略）その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項」（同法第62条第2項第4号）として、社会的養育の施策に関する事項を定めることとされています。このため、本計画については、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の一分野としての位置付けにもなることから、それとの整合性に留意しながら策定するものです。

3 計画の期間

本計画は平成27年度を始期とする令和11年度までの15年間を計画期間としますが、平成28年改正児童福祉法の理念に基づき、令和元年に全面的な見直しを行い、取組内容や目標値の修正を行うとともに、計画の名称を群馬県社会的養育推進計画としました。

計画期間中は、進捗状況について毎年度検証するとともに、令和6年度末を目安に進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ることとします。

また、計画の推進に当たっては、各児童養護施設及び各乳児院が作成する計画内容も踏まえながら取り組むこととします。



第2節 本県における社会的養育の現状

1 社会的養育の現状

「社会的養育」とは、社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方にに基づき、すべての子どもを対象として支援を行う考え方を表したものです。従来は「社会的養護」とされ、保護者のない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもを公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことを指していましたが、「社会的養育」では、「社会的養護」のみならず、市区町村の子育て世代包括支援センターによる妊娠期から子育て期にわたる総合相談のように、地域における子育て支援施策全般も含まれるものと整理されています。かつては、親がいない、あるいは親が育てられない子どもを中心としていましたが、現在では、虐待を受けた子どもや何らかの障害のある子どもへの支援を行う施策へと役割が変化してきています。

行政は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」に基づき、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、子どもの保護者を支援しなければなりません。

ただし、子ども及びその保護者の心身の状況や、これらの者の置かれている環境などの状況を勘案し、子どもを家庭において養育することが困難であったり、適当でなかったりする場合には、子どもが家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるように、里親やファミリーホームへ委託する必要があります。

しかし、これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」である、小規模かつ地域分散化された施設である児童養護施設等における地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアにおいて養育される必要があります。

すべての子どもが健全に養育されるよう、児童相談所、市町村、里親、ファミリーホーム及び施設等が協働して、子ども及びその保護者等への支援を行い、家庭養育が行われるよう努力する必要があります。

(1) 本県の人口の動向と構造の変化

図1は、昭和25年以降の群馬県の総人口の推移と将来推計を示したものです。平成16年に最も多い2,035,542人を記録して以降、減少を続けています。令和27年に1,552千人と推計されており、出生数の減少(少子化)、少子高齢化した人口構造、平均余命の頭打ちに伴い、今後減少幅が広がっていくものと予想されています。

<図1>

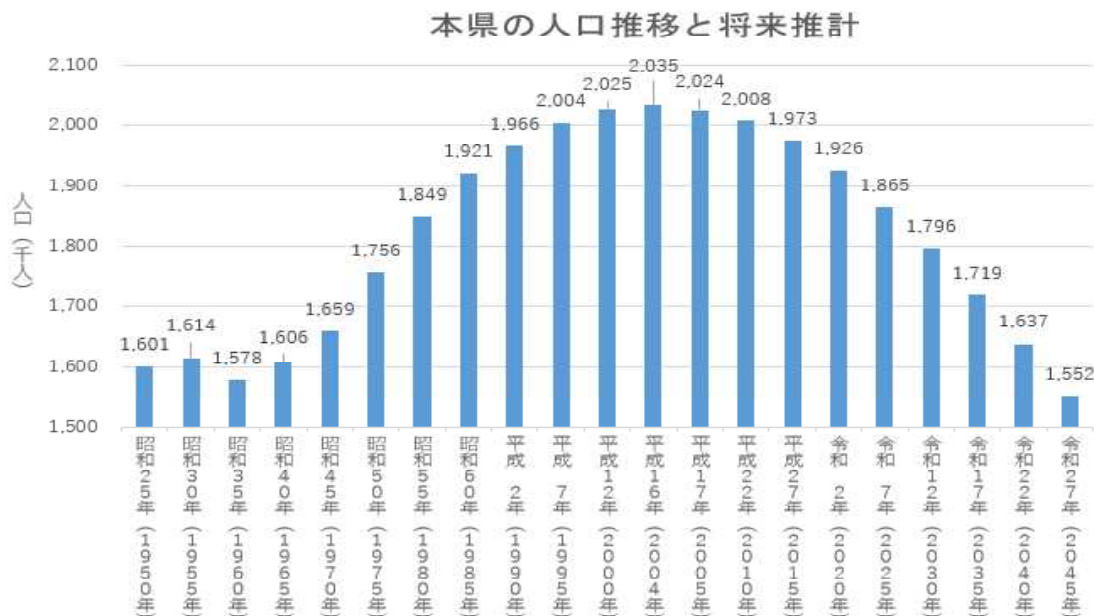


図2は、群馬県の年齢3区別の人口規模について、これまでの推移と見通しを示したものです。平成27年では年少人口(0-14歳)12.8%、生産年齢人口(15-64歳)59.6%、高齢人口(65歳以上)27.6%となっていますが、令和27年にはそれぞれ10.2%、50.5%、39.4%となる見込みです。

<図2>

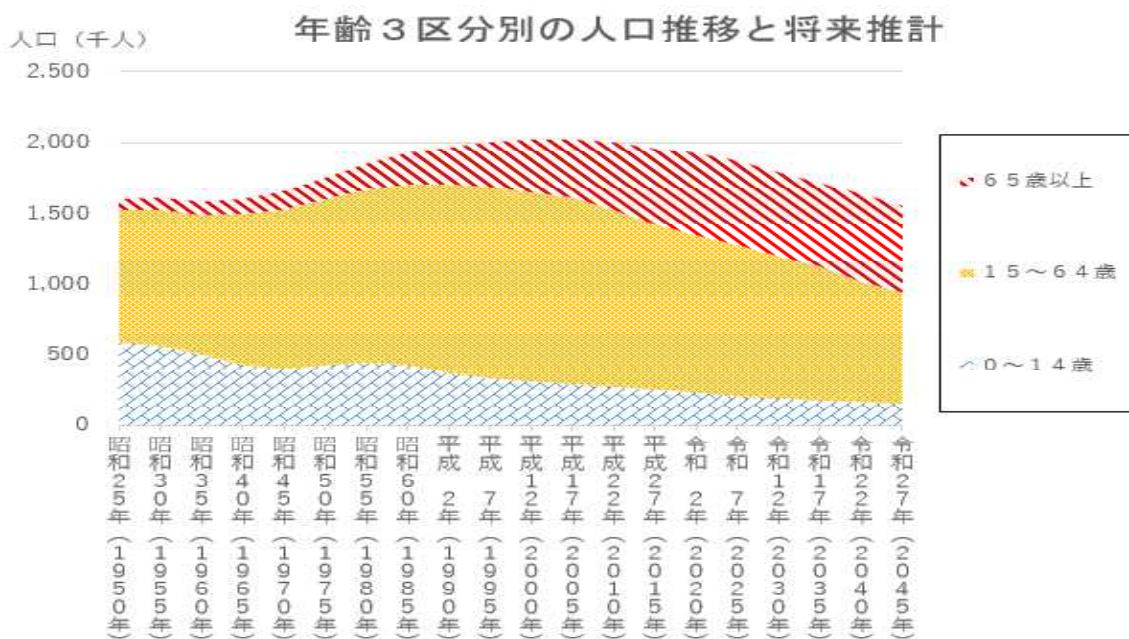


表1は、平成9年度と平成29年度の社会的養育の状況を示した数字です。全国の児童相談所で受け付けた養護相談件数については、平成9年度が33,794件だったものが、平成29年度には195,643件と、5.8倍も増加しています。児童虐待相談件数についても、平成9年度には5,352件でしたが、平成29年度には135,473件と著しい勢いで伸びています。この動向は本県でも同様となっています。

一方で、施設の在籍児童数は、全国では減っていますが、本県では、子どもの数は減り続けているにもかかわらず、社会的養育を必要とする子どもは逆に増えているという状況にあります。

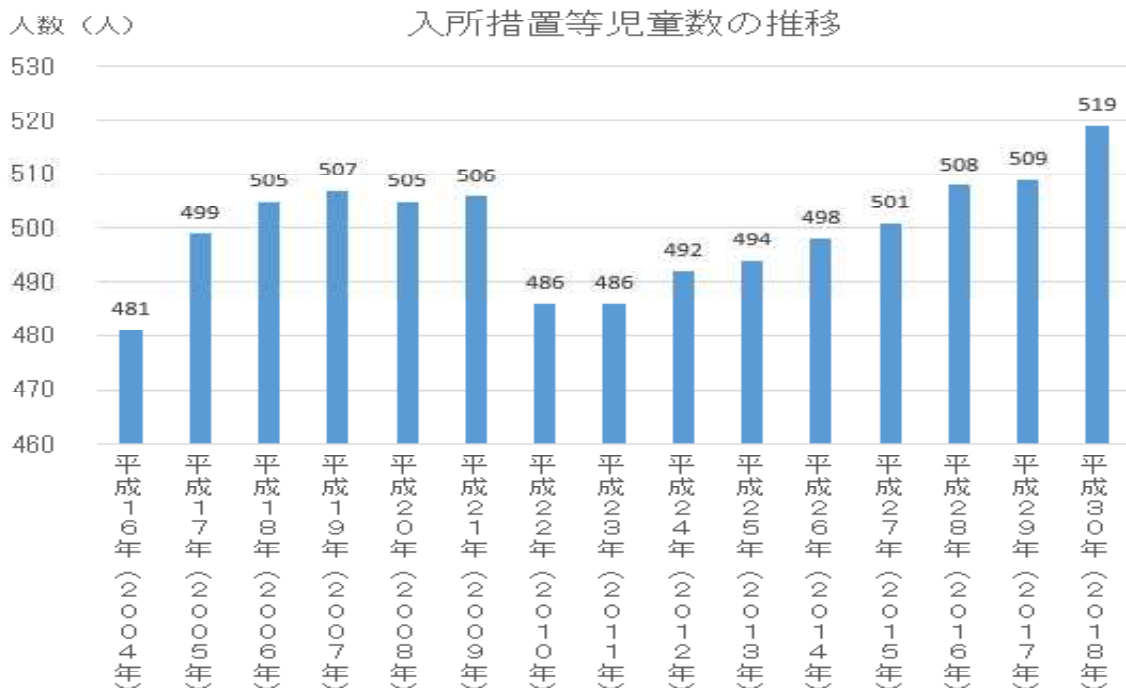
<表1>

		平成9（1997）年度	平成29（2017）年度
全国	児童相談所の養護相談件数	33,794 件	195,643 件
	うち、児童虐待相談件数	5,352 件	135,473 件
群馬県	児童相談所の養護相談件数	517 件	3,006 件
	うち、児童虐待相談件数	69 件	1,140 件
全国	乳児院及び児童養護施設の在籍児童数	(乳児院) 2,766 人	(乳児院) 2,706 人
		(児童養護施設) 27,014 人	(児童養護施設) 25,282 人
群馬県	乳児院及び児童養護施設の在籍児童数	(乳児院) 29 人	(乳児院) 38 人
		(児童養護施設) 314 人	(児童養護施設) 361 人

※在籍児童数はいずれも年度末の人数

図3は、本県における乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームに措置された各年度ごとの最大入所児童数の推移です。平成22年度以降は毎年度増加しています。

<図3>



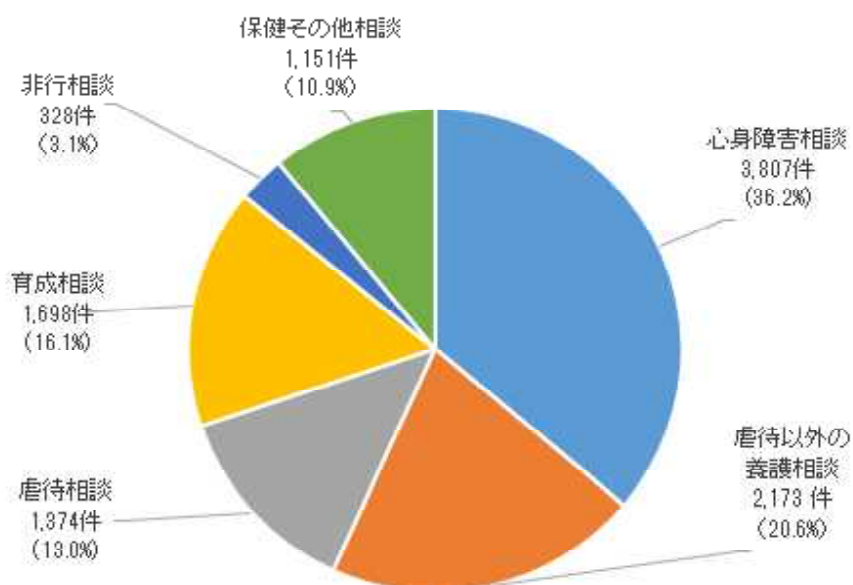
(2) 児童相談所における相談件数の推移

●相談件数全体の状況

図4は、平成30年度に児童相談所が受理した相談内容の内訳です。相談件数は10,531件で、前年比103.9%でした。内訳は、心身障害の相談が3,807件(36.2%、うち知的障害が28.7%)を占め、虐待以外の養護相談が2,173件(20.6%)、虐待相談が1,374件(13.0%)、しつけなどの育成相談が1,698件(16.1%)、非行相談が328件(3.1%)となっています。

<図4>

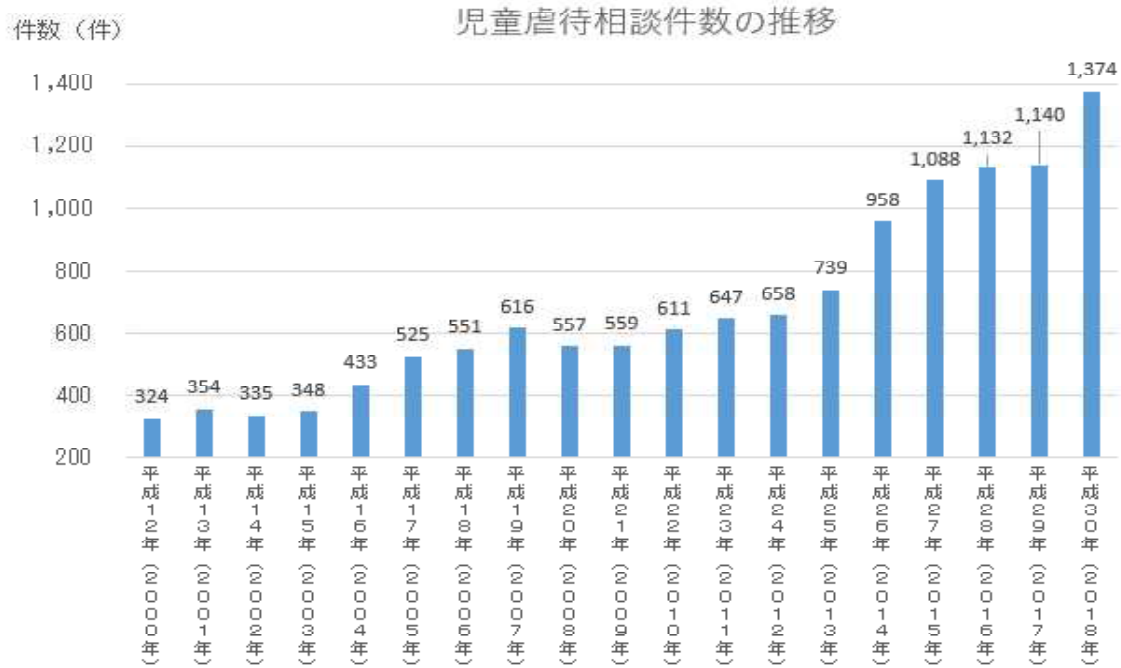
相談内容の内訳(平成30年度:10,531件)



●虐待相談件数の状況

図5は、各年度における県内の児童相談所で受理した児童虐待通告(相談)の推移です。平成30年度の受理件数は1,374件で、平成12年度(324件)の4倍以上となり、過去最多となっています。このうち75%に当たる1,037件で実際に虐待があったことを確認しています。

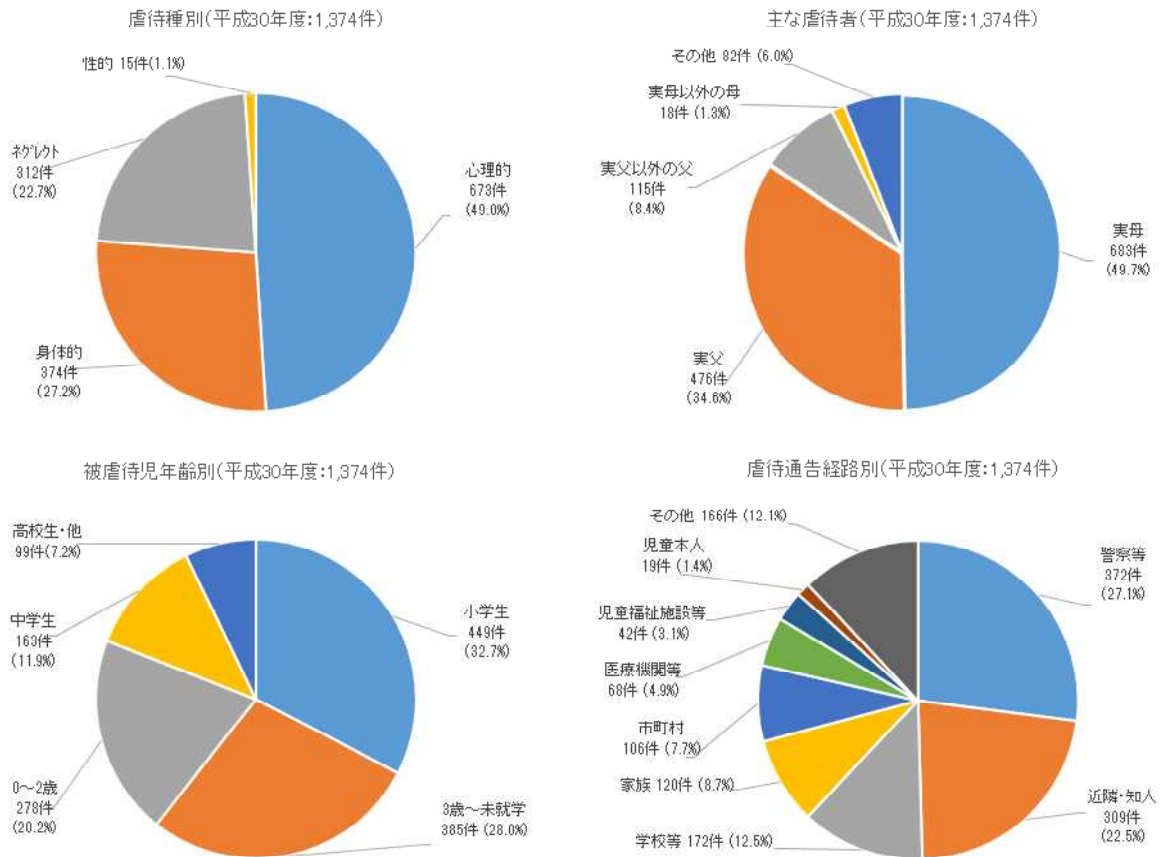
<図5>



内訳をみると、心理的虐待49.0%、身体的虐待27.2%、ネグレクト22.7%、性的虐待1.1%となっています。

被虐待者は、小学生が32.7%、3歳から未就学が28.0%、0～2歳は20.2%で、8割以上が小学生以下となっています。

虐待者は、実母が50%を占め、実父と合わせた実親が85%となっています。



(3) 社会的養育関係施設の設置状況

●本県における社会的養育(施設養護)の設置状況

ア 乳児院

乳児院は、乳児※（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児※を含む。）を入院させて養育し、併せて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

県内には、3施設あり、高崎市、桐生市、太田市に各1か所で、定員は合計48人となっています。

名 称	定 員	所 在 地
愛育乳児園	20人	高崎市足門町
桐育乳児園	15人	桐生市相生町
東光乳児院	13人	太田市熊野町

イ 児童養護施設

児童養護施設は、保護者のない子ども※（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている子どもその他環境上養護を要する子どもを入所させて養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

県内には、8施設あり、前橋市に2か所、高崎市に3か所、太田市に1か所、渋川市に1か所、富岡市に1か所となっています。定員は合計407人（うち地域小規模児童養護施設36人）です。

名 称	定 員	所 在 地
地行園	78（12）人	前橋市江木町
鐘の鳴る丘少年の家	66（6）人	前橋市堀越町
児童養護施設希望館	30人	高崎市大橋町
児童養護施設希望館八幡の家	45人	高崎市八幡町
フランススコの町	51（6）人	高崎市金古町
児童養護施設子持山学園	51（6）人	渋川市吹屋
東光虹の家	50（6）人	太田市熊野町
こはるび	36人	富岡市蚊沼

※定員のカッコ内は、地域小規模児童養護施設の定員

※児童福祉法第4条第1項において、乳児は生後1歳未満の者、幼児は1歳以上小学校就学前の者、児童は18歳未満の者としています。本計画では、基本的に児童を「子ども」と表記しています。

ウ 児童自立支援施設

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある子ども及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する子どもを入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

県内には、1か所あります。

名 称	定 員	所 在 地
群馬県立ぐんま学園	54人	前橋市川原町

エ 児童心理治療施設

児童心理治療施設は、心理的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を中心に、学校教育との緊密な連携による総合的な治療・支援を行う施設です。

県内には、1か所あります。

名 称	定 員	所 在 地
青い鳥ぐんま	入所部：38人 通所部：15人	みどり市大間々町大間々

オ 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

義務教育を終了した、原則15歳から20歳までの者であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業です。

県内には、1か所あります。

名 称	定 員	所 在 地
オーレの家	5人	高崎市上並榎町

カ 母子生活支援施設

生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、入所者の自立促進のための支援を行っていますが、近年では、DV被害者（入所理由が夫等の暴力）が入所者の半数以上を占めています。

県内には、4か所あります。

名 称	定 員	所 在 地
のぞみの家	20世帯	前橋市岩神町
高崎市あすなろ寮	18世帯	高崎市倉賀野町
伊勢崎市母子生活支援施設 伊勢崎ハイツ	13世帯	伊勢崎市曲輪町
虹ヶ丘園	20世帯	太田市熊野町

(4) 里親の状況

ア 里親制度の目的

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもに、養育への正しい理解と温かい愛情を持った里親の下での養育を提供するものです。里親の家庭において、特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図ります。

平成20年改正児童福祉法により、社会的養護の質の拡充のため、里親委託を促進するための制度的な枠組みが整備され、「養育里親」と「養子縁組里親」の区別、里親認定登録制度の見直し、研修の義務化、里親手当の引上げ等が行われました。

また、平成23年3月には、「里親委託ガイドライン※」が制定され、“里親委託優先の原則”が明確に示され、里親及びファミリーホームにおける養育の質の確保と向上を目的として、「里親及びファミリーホーム養育指針」も制定されました。

さらに、平成28年改正児童福祉法では、国や地方公共団体の責務として、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親やファミリーホームにおいて継続的に養育されるよう、必要な措置を講じなければならないとされました。

里親委託優先の原則 ～「里親委託ガイドライン」より抜粋～

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とするべきである。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。

社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとって、

- ① 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、
- ② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる、
- ③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、

というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を優先して検討するべきである。

イ 里親の種類

里親には、以下の4種類があります。

○養育里親

「保護者がいない・保護者に監護させることが不相当」な子どもをいずれは実親の元へ戻ることを視野に入れて養育する里親

○養子縁組里親

要保護児童について養子縁組によって養親となることを希望する里親

○親族里親

要保護児童に対して、扶養義務のある3親等内の親族で養育者としてふさわしい里親

○専門里親

養育里親のうち、養育が必要であると知事が認めた被虐待児童、非行児童、障害のある子どもに対し、養育を行う里親

養育里親については5年ごと、専門里親については2年ごとに里親継続の意思、家庭の状況等調査を実施し、研修修了を経て登録更新を行うことになっています。

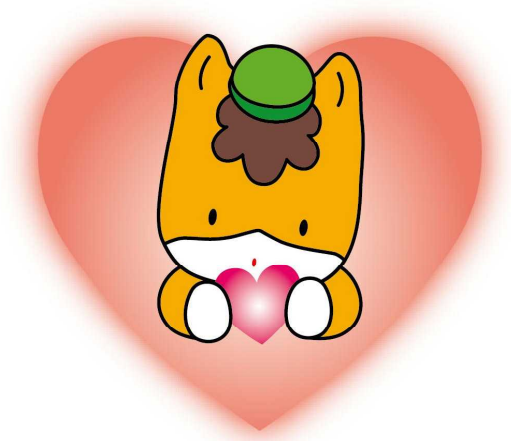
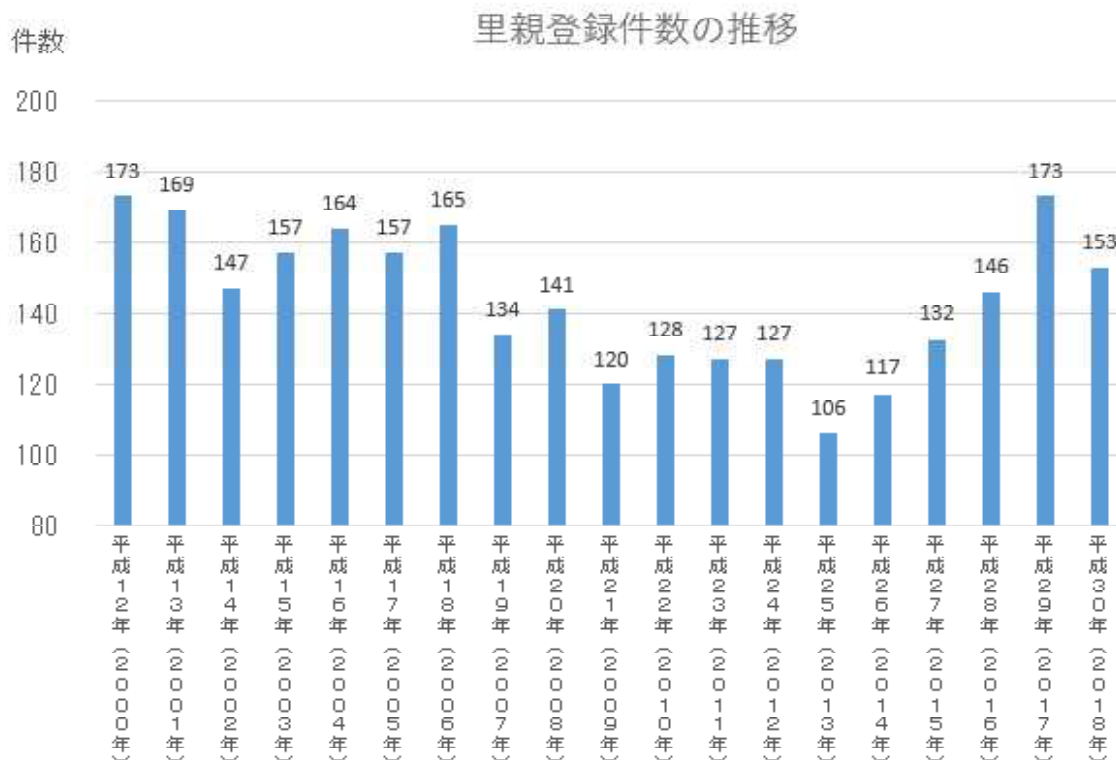


図6は本県における里親登録件数の推移です。里親登録数（毎年度3月31日現在）については、平成12年度に最大の173世帯となって以来、減少傾向にありましたが、近年は増加傾向にあり、平成29年度に173世帯まで戻りました。

平成31年4月1日現在の登録状況は、153世帯で、内訳は養育里親66世帯、養子縁組里親36世帯、養育里親及び養子縁組里親44世帯、親族里親7世帯となっています。なお、養育里親のうち、専門里親は10世帯（兼養育里親）となっています。

<図6>



(5) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）の状況

ファミリーホームは、児童養護施設、里親制度と並ぶ新しい児童養護のかたちとして、平成21年度から制度化されました。養育者を3人以上（補助員を含む）置いて運営することが条件で、養育者の住居において、定員5～6人の子どもを養育するものです。

県内には、6者あり、定員は合計34人です。

名称	定員	所在地
ファミリーホーム上野	6人	前橋市表町
ファミリーホーム鶴が谷	5人	前橋市鶴が谷町
中野ホーム	5人	前橋市関根町
ファミリーホームひまわり	6人	高崎市倉賀野町
ファミリーホームはなみずき	6人	桐生市天神町
循環の森やまの家	6人	前橋市富士見町

2 社会的養育の将来像

(1) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込

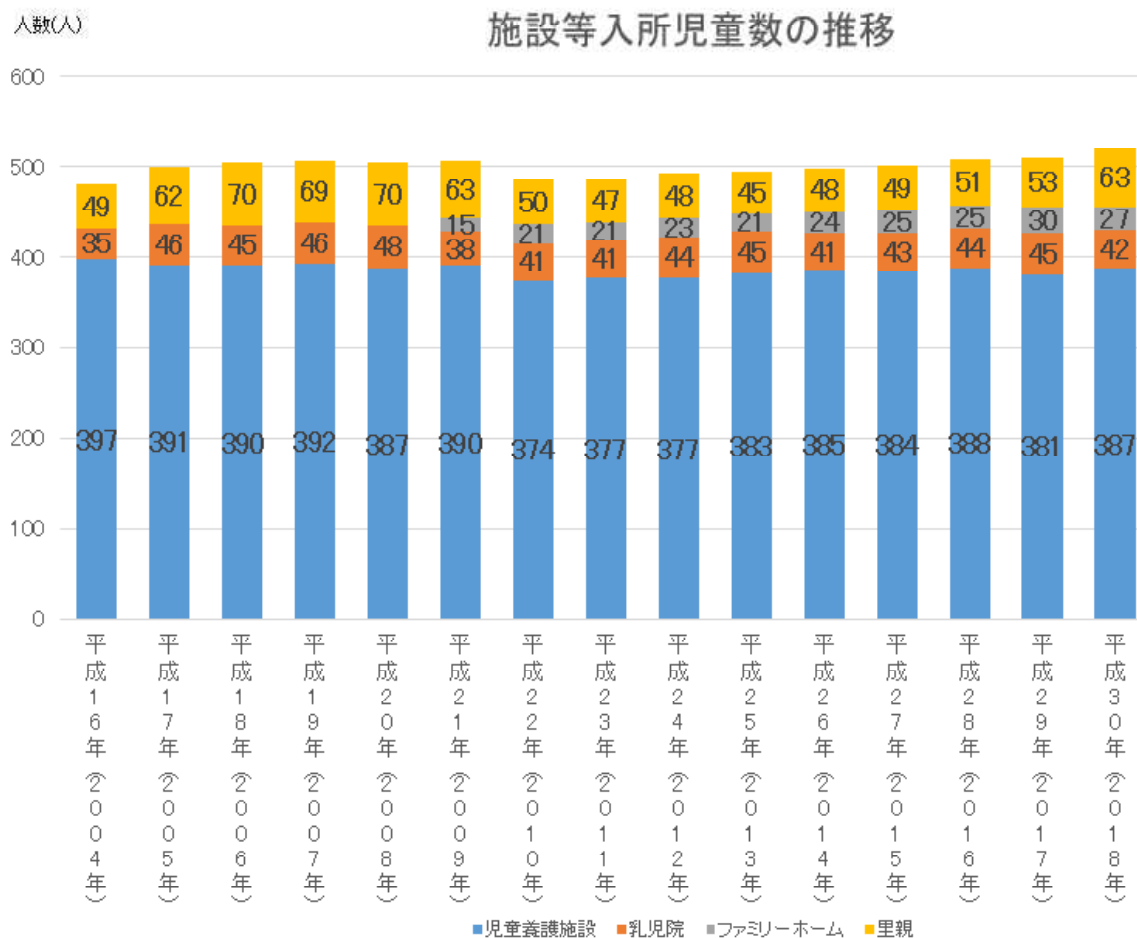
図7は、本県における、0～18歳の人口の推移と将来推計です。平成16年には、383,550人でしたが平成30年には、313,245人となり、減少が続いています。令和27年度には、203,263人となると推計されています。

<図7>



図8は、毎年度の児童養護施設と乳児院、里親、ファミリーホームに措置・委託された児童の最大入所時の推移を示したものです。

<図8>



近年の状況を見ると、平成25年度から30年度までの間で、0～18歳の児童人口が28,567人（8.4%）減少しているのに対して、施設等入所児童は25人（5.1%）増加しています。この状況は今後もしばらくの間は続くと考えられ、児童人口の減少に対して、代替養育を必要とする子どもは増加していくと考えられます。

こうしたことを踏まえると、令和11年度までの各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込は次の表になります。

（単位：人）

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～18歳	539	543	549	553	557	563	568	572	578	583	588
3歳未満	74	74	75	76	76	77	78	78	79	80	80
3歳以上就学前	95	96	97	97	98	99	100	101	102	103	104
学童期以降	370	373	377	380	383	387	390	393	397	400	404

(2) 社会的養育の整備

平成31年4月1日現在の里親登録件数が153世帯であることや、乳児院、児童養護施設及びファミリーホームの定員の合計が489人であるのに対して、実際の里親及びファミリーホームへの委託児童数や乳児院及び児童養護施設の入所児童数が490人※であることから、現時点においては社会的養育の供給量は充足しているように見えます。

しかし、前述したとおり、里親には種類があり、すべての里親登録世帯が、即座に子どもを受託できるわけではありません。また、施設については、入所のほかにも一時保護委託で子どもを受けている場合もあり、特に乳児院については、常時、一時保護委託を受けている状況となっています。このような一時保護委託を必要とする子どもを踏まえると、社会的養育の供給量は十分とは言えません。

今後の社会的養育においては、代替養育が必要な子どもに対して、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、子どもの最善の利益の観点から、子ども一人ひとりにとって、最適な養育環境を提供していく必要があります。

養育環境の整備にあつては、まずは、家庭養育優先原則に基づき、代替養育の中心となる里親やファミリーホームの重要性がますます増大していきます。

一方で、代替養育を必要とする子どもの中には、里親やファミリーホームでは養育が困難な、心理職や医師、看護師などの専門職による即時の対応が必要となるケアニーズが非常に高い子どももおり、そうした体制を完備する乳児院や児童養護施設の重要性も増大していきます。特に乳児については、乳児院に入所している子どもの多くが何かしらの疾患を抱えていたり、病名がなくても虚弱体質であったりと、定期的な通院や、常時看護師によるきめ細やかなケアが必要となっています。こうしたことから、ケアニーズの高い子どもに対して安心・安全な養育環境を整備していく必要があります。

これらのことを踏まえ、代替養育が必要な子どもに養育される環境がなくなることのないよう、本県においては次の(3)のとおり、代替養育を必要とする子どもの受入体制を整備していきます。

※平成31年4月1日現在の人数

児童養護施設	372人
乳児院	33人
里親	60人
ファミリーホーム	25人
計	490人

●代替養育を必要とする子どもの受入見込

<里親・ファミリーホーム>

(単位：人)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	17	18	20	22	24	26	29	30	32	32	32
3歳以上就学前	15	21	27	33	39	46	52	58	64	71	78
学童期以降	69	86	97	108	132	144	156	167	179	191	202
計	101	125	144	163	195	216	237	255	275	294	312

<児童養護施設>

(単位：人)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	14	12	11	9	7	5	3	1	0	0	0
3歳以上就学前	80	75	70	64	59	53	48	43	38	32	26
学童期以降	284	276	269	259	251	243	234	226	218	209	202
計	378	363	350	332	317	301	285	270	256	241	228

<乳児院>

(単位：人)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	43	44	44	45	45	46	46	47	47	48	48

●里親等委託率※

(単位：%)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	23	24	27	29	32	34	37	38	41	40	40
3歳以上就学前	16	22	28	34	40	46	52	57	63	69	75
学童期以降	23	26	29	32	34	37	40	42	45	48	50
計	21	26	29	33	38	42	45	49	52	55	58

※里親等委託率とは、社会的養育のうち、里親及びファミリーホームの委託児童数並びに乳児院及び児童養護施設の入所児童数の合計に対する里親及びファミリーホームの委託児童数が占める割合

第3節 計画の基本的な考え方

1 基本方針

～社会的養育を必要とする子どもの最善の利益の実現～

平成28年改正児童福祉法の理念のもと、子どもが権利の主体であるということを十分に踏まえ、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、関係機関が協力し、保護者や家庭を支援していきます。

また、社会的養育が必要な子どもについては、家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益の実現を目指します。

子どもが健やかに育ち、社会で活躍できるよう、様々な関係機関・関係者との連携を図りながら計画の推進に取り組んでいきます。



2 基本的視点

本計画の推進に当たって、前述の基本方針を踏まえ、基本的であり、大切な考え方として、4つの視点を掲げました。

I 子どもを健やかに育てる <子どもの健全育成の視点>

家庭の養育・監護機能の低下、不安定な経済状況により、家庭において適切な養育を受けることができない子どもたちが安心して健やかに成長できるよう、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設による社会的養育の充実を図ります。

II 子どもを守る <子どもの安全を守る視点>

子どもの虐待は、家庭における様々な問題に起因することもあることから、虐待が深刻化・顕在化する前に、学校や医療機関等の関係機関と連携し、早期発見・早期対応に努め、家庭に対する様々な支援の充実を図ります。

III 子どもを支える人を育てる <子どもの支援者育成の視点>

子どもを日々直接処遇する施設職員や里親の資質向上を図るとともに、児童相談所や市町村の職員の専門性の向上を図ります。また、各地域で活動している子育て支援組織や地域住民が、社会的養育の支援者となり得るよう育成を進めていきます。

IV 子どもの将来への自立を支える <子どもの自立支援の視点>

地域の中で子どもの個性が尊重されつつ、子どもが将来自立して生活できるよう、地域社会全体で様々な関係者により支えていきます。

3 施策体系

基本方針を踏まえた4つの視点に基づき、計画推進に当たっての4つの施策目標を掲げ、それに対応した具体的な施策を展開していきます。

基本的視点	施策目標	基本施策項目
I 子ども を健やかに 育てる	養育環境の整備	(1) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進
		(2) 里親制度の普及推進、里親の確保
		(3) 里親、ファミリーホームへの支援
		(4) 里親養育の包括的な支援（フォスターリング業務の実施）
		(5) 子どもの状況に応じた一時保護環境の整備
II 子ども を守る	児童虐待の防止	(1) 児童虐待の予防・防止の取組強化
		(2) 警察、学校及び医療機関等の関係機関との連携強化
		(3) 被虐待児童の早期保護
III 子ども を支える 人を育て る	人材の育成	(1) 施設職員の専門性の向上、人材の確保
		(2) 市町村・児童相談所職員の専門性の向上
		(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進
IV 子ども の将来の 自立を支 える	児童の自立支援 (ライフサイクルを 見通した支援)	(1) 児童の自立支援策の強化
		(2) 子どもの権利擁護体制の整備（意見聴取・アドボカシー）
		(3) アフターケア（施設退所後並びに里親及びファミリーホーム委託解除後の相談支援）への取組

第4節 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 県の推進体制

県では、本計画に沿って、平成28年改正児童福祉法に基づき、代替養育としての性格も有する一時保護改革、里親への包括的支援体制としてフォスタリング機関事業の構築、施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進と養親や子どもへの支援、子どもの自立支援などの積極的、効果的な推進を図るため、施設養育関係者、里親、ファミリーホーム、学識経験者、児童相談所等の関係者で構成する「群馬県社会的養育推進会議」（仮称）を設置し、着実な取組を行っていきます。

また、計画期間中の各年度において、計画の実施状況の把握と評価を行い、計画の実効性を確保するとともに、令和6年度末を目安に進捗状況の検証結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、その時点における社会情勢等の変化を踏まえながら、的確に対応した施策の展開を行っていきます。

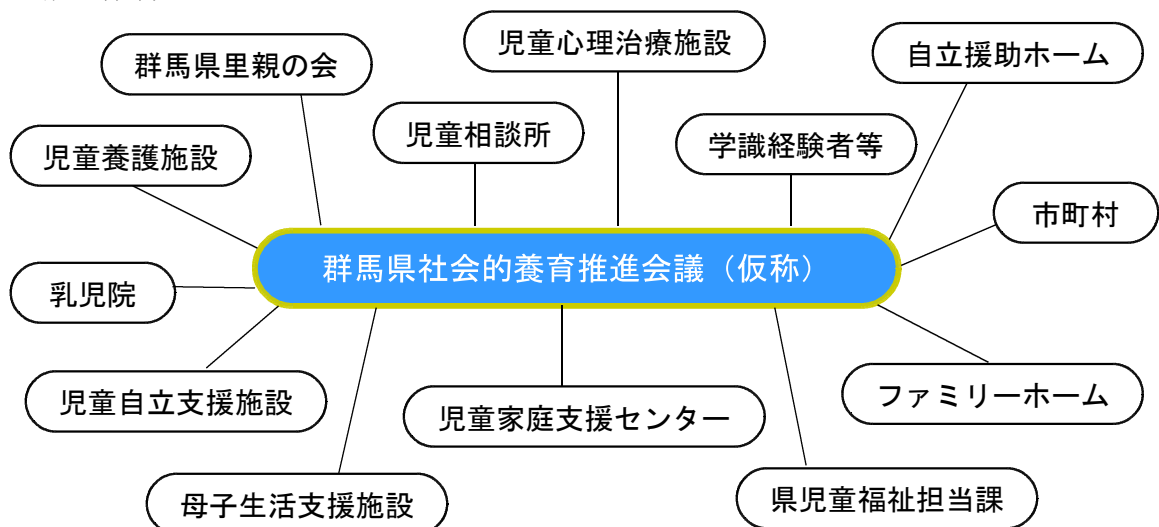
(2) 市町村や関係施設・機関等との連携

本計画の効果的な推進を図るためには、県及び市町村、関係施設・機関、関係団体等が相互に協力し合いながら密接な連携を行うことが必要です。

また、同時に、各児童養護施設等における社会的養育推進計画との調整を図りながら、施策展開を行うことが求められます。

このため、本計画策定後の推進体制については、「群馬県社会的養育推進会議」（仮称）を核とするほか、必要に応じて、関係施設・団体等との計画推進のための連絡会議等を開催するなどし、計画の目標達成に向けての情報共有や推進方策の検討等を行っていきます。

<推進体制>



第2章 具体的取組方針

○施策体系に沿った具体的取組の方向

基本方針「～社会的養育を必要とする子どもの最善の利益の実現～」を踏まえた4つの基本的視点及び施策目標に基づき設定した基本施策項目の取組を行うことで、社会的養育の推進に取り組んでいきます。

1 養育環境の整備

現在の社会的養育体制は、戦後の孤児対策以来、その時代の社会状況を反映した形で構築されてきました。しかし、近年、家族や地域による支援機能の低下や虐待等、子どもの抱える背景の多様化が指摘されるなど、社会状況は大きく変化しており、このような状況に対応できる体制にすることが強く要請されています。

(1) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進

【現状・課題】

ア 社会的養育に占める家庭養育の割合

本県における平成31年4月1日現在の里親等委託率は、17.3%となっています。

なお、全国69都道府県市の里親等委託率の平均は平成29年度末において19.7%となっていました。同じ時点において本県は17.2%でした。

本県の里親委託児童数は、平成18年度には70人となりましたが、以降、ファミリーホームを含めた家庭養護の児童数は80人前後で推移しています。

イ 児童養護施設等の状況

児童養護施設（8か所）の平成31年4月1日現在の入所児童数は、定員407人に対し、入所372人で、入所率は91.4%となっています。

また、乳児院（3か所）の入所状況は、平成31年4月1日現在、定員48人に対し、入所33人で、入所率は68.8%となっています。なお、乳児院は措置入所している子どものほかに、常時、一時保護委託されている子どもがおり、実質的に入所率はほぼ100%となっています。

入所措置される子どもにおいては、被虐待児童や発達障害児等、何らかの障害を有する子どもの比率が高まっています。こうした子どもたちには、専門的なケアが必要であることから職員の資質・専門性の向上が求められています。また、乳児院にあっても、虐待等で傷ついた乳幼児の治療的機能や病虚弱や障害で医療や療育の必要な子どもに対して、リハビリ等を行う機能が求められています。

また、家庭の養育・監護機能の低下、不安定な経済状況等により、家庭調整の困難性もあり、児童養護施設にあっては、施設から社会自立せざるを得ない児童も増加しており、就業支援や自立支援、退所後のアフターケアなど、社会

への適応を図るための手厚い支援が求められています。乳児院にあつては、保護者の多くが家族関係に問題があり、頼れる親族もおらず、子育てに負担感や不安感を抱えていることから、子育て支援機能の充実が必要であり、また家庭復帰が難しく児童養護施設への措置変更が考えられる場合には、里親やファミリーホームへの委託へ向けた関係調整機能が求められます。

ウ 施設の高機能化及び小規模かつ地域分散化の推進

本県では、平成31年4月1日現在で、6つの地域小規模児童養護施設があります。家庭養育優先原則を踏まえ、「できる限り良好な家庭的環境」となる地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアでの養育を進めていく必要があります。

また、そのような養育環境の中で、社会において自立的生活を形成するとともに、維持しうる能力を形成していく必要があります。適切な自立支援及びアフターケアを行うための支援体制を構築するなど、これまで以上に施設の高機能化が求められています。

【推進の方向】

社会的養育を必要とする子どもに対し、平成28年改正児童福祉法第3条の2に基づき、できる限り良好な家庭的環境を提供できるよう、個々の施設の実情を把握しつつ、必要な助言や支援を行いながら計画的な整備に努めます。

こうしたことにより、家庭での養育が困難な子どもや長期間施設で生活をしてきたことなどにより家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもが呈する、情緒・行動上の問題の解消や軽減を図る養育を行っていきます。

一方で、虐待を受けた子どもや障害のある子どもなど、養育が難しい子どもが増えており、家庭的な養育環境である地域小規模化した施設、里親、ファミリーホームのような閉鎖的な環境においては、その養育の難しさゆえに、社会的養育下における虐待の危険性も高まります。こうしたことから、施設においては、風通しのよい施設運営を行うとともに、本体施設との連携を密にするなど、職員を孤立させない環境を整えていきます。また、児童相談所は措置した後も引き続き施設、里親、ファミリーホームと連携を図り、子どもの安心安全を確保していきます。

【具体的な取組方策】

- ①児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、地域小規模児童養護施設の設置を推進する。
- ②子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、できる限り原籍校への通学が可能となるよう児童養護施設における一時保護委託の受入体制の整備を推進する。
- ③里親登録時や更新時の施設研修を始め、里親に対する研修など、里親の養育力向上のための支援を行う。

- ④ショートステイ事業やトワイライト事業の受入など、施設入所によらない地域における子育て支援を行う。

(2) 里親制度の普及推進、里親の確保

【現状・課題】

社会的養育を必要とする子どもにとって里親制度は、家庭的な環境の下で養育を行うことで子どもの愛着関係を形成し、人と人との適切な関係作りを学んだり、社会性を養うことが期待できたりと、その役割は大きく、積極的に活用していく必要があります。しかし、実親が施設に子どもを預けることには同意しても、よその子になってしまうという感覚があるためか里親への委託には同意しないことがあり、里親委託が進んでいない現状があります。

こうした背景には、児童福祉においてこれまで里親委託が施設養護に比べると、必ずしも重要視されてこなかったということがあると思われれます。そのため、里親制度が社会に十分認知されておらず、里親といえばイコール養子縁組する人といった認識が根強く残っていて、養育里親に関する理解も進んでいないという状況があります。

【推進の方向】

里親制度は、誰のために何のためにあるのかといった議論を深め、更なる普及啓発活動を推進する必要があります。

里親への委託を推進するためには、未委託里親への委託を進めるとともに、子どもを十分にアセスメントした結果から最もふさわしい里親が選択できるよう里親登録数を増やすことが重要です。養子縁組里親の確保とともに、実親が育てられるようになるまでの期間、あるいは子どもが自立できるようになるまでの間、養育する養育里親を確保する必要があります。

特に、乳児期は特定の養育者との間で安定した愛着関係を築くことが重要であることから、実親の養育が困難な新生児については、特別養子縁組を進めていきます。

また、年長児についても、民法等の一部を改正する法律により、特別養子制度における養子となる子どもの年齢の上限が引き上げられたことを踏まえ、子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、パーマネンシー保障としての特別養子縁組を進めます。

【具体的な取組方策】

- ①子どもの措置を検討する際には、「家庭養育優先原則」に基づき、まず里親委託を検討し、特に新生児の里親委託については積極的に進める。また、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組や普通養子縁組を考慮したソーシャルワークを行う。

- ②乳児院及び児童養護施設の里親支援専門相談員を里親登録数や里親委託率の増加を踏まえながら増員し、令和6年度には全乳児院及び児童養護施設に配置する。
- ③里親制度の周知及び里親確保のため、関係機関とも連携した広報活動を実施する。
新聞・ラジオ・行政機関の広報媒体・イベントや店舗でのリーフレット配布・講演会・制度説明会・出前講座 等
- ④児童相談所職員や里親支援関係者に対するフォスタリング業務に関する研修会を実施する。
- ⑤市町村子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターと児童相談所や児童家庭支援センターとの会議等の場において、里親制度について理解促進を図る。
- ⑥「1小学校区に1里親家庭」を目標に、地域ごとに里親を確保することを念頭に置いたリクルート活動を行う。
- ⑦NPO等による第三者的里親支援機関の設立を支援し、連携を強化する。
- ⑧里親委託の成功事例を集約し、その事例を児童相談所間で共有することで、里親委託の推進を図る。
- ⑨ファミリーホームの養育者の要件を全国で統一するため、養育者は里親登録をしている者に限る。

あなたも里親になりませんか

～家庭で生活することができない子どもたちが、里親を必要としています～

子どもは、親から愛され、大切に育てられることによって、心も身体も健康に成長していきます。しかし、親の病気や虐待などさまざまな理由により、家庭で親と一緒に生活できない子どもたちがいます。そのような子どもたちを、自らの家庭で愛情と誠意を持って養育してくださる方を「里親」と言います。

県では、里親ファミリーホームに委託される児童をもっと増やしていくため、「一小学校区に一里親家庭」を目標に、里親を増やしていきたいと考えています。短期(数ヶ月程度)の委託を希望する里親も募集しています。ぜひ皆さんのお力をお貸しください。

群馬県の要保護児童の状況
(平成30年3月31日現在)

ファミリーホーム委託	26人
里親委託	57人
児童養護施設入所	357人

私には、「たのしい」というと、「お増り」と言ってくれる人がいる。

私には、私のことを心配してくれる人がいる。

僕には、一緒にご飯を食べたり、学校での話を聞いてくれる人がいる。

僕には、一緒に遊ぶ家がある。

～里親さん、ファミリーホームさんからのメッセージ～

●子育ても楽しくて里親登録しました。里親の研修などは悩み事を互いに相談する事が出来て、とても助かっています。里親になって、子どもと出逢えたことを感謝しております。(望郷Aさん)

●現在、6人の子とも週と365日24時間一緒に暮らしています。日々様々な出来事を受けて、泣いたり、怒ったり、怒ったり、毎日楽しく生活を送っております。(ファミリーホームAさん)

※ファミリーホームとは、6人までの児童を家庭で養育する里親型グループホームです。

群馬県

短期で子どもを預かりませんか?

子どもを**短期間(数日～2ヶ月程度)**
ご自宅で預かってくださる**里親を募集します**

「施設」から「家庭の暮らし」へ
群馬県では里親制度を推進しています

群馬県

(3) 里親・ファミリーホームへの支援

【現状・課題】

社会的養育が必要とされる子どもの多くは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を負い、自己肯定感を持てずにいます。子どもはそうした感情を様々な形で表現し、育てづらさが出る場合も多々あります。こうしたとき里親個人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが大切です。

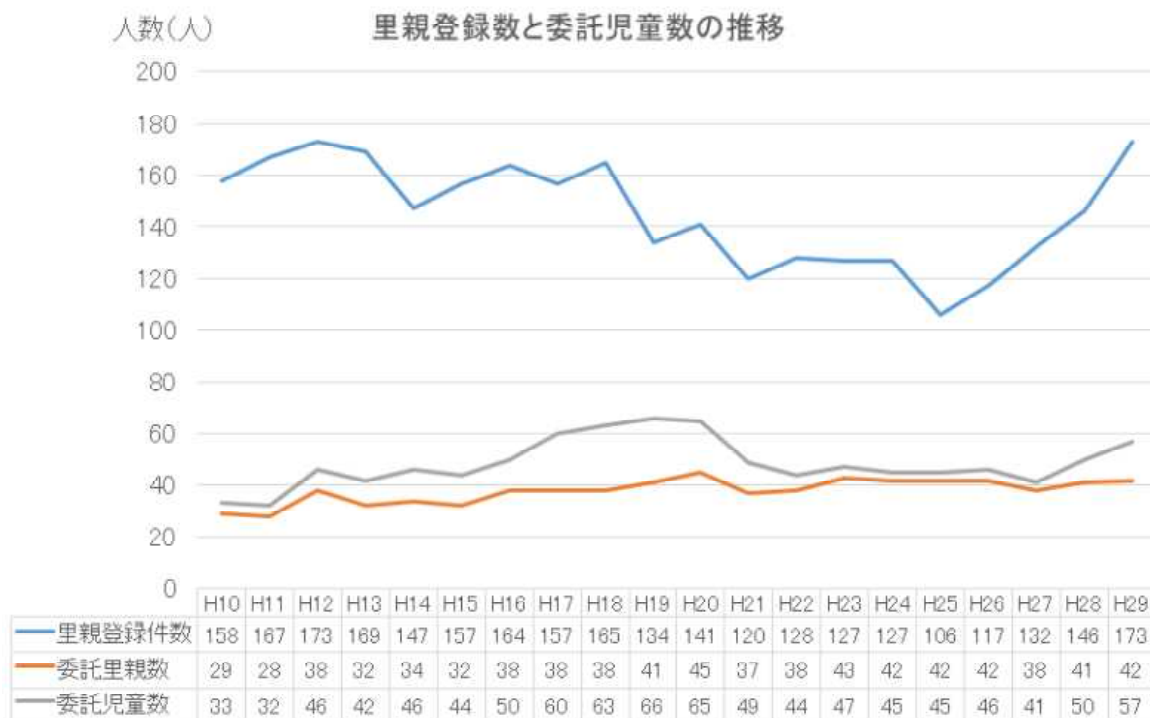
県では、里親に対する支援として、里親研修、委託里親への訪問援助・相談・指導等を実施する里親支援機関事業等を実施しています。

また、平成15年度から中央児童相談所に里親委託等推進員を配置し、平成23年度に、西部及び東部児童相談所に里親訪問支援員を配置して、里親への訪問支援等を実施しています。

さらに、平成24年度から、各児童相談所管内の1児童養護施設又は乳児院に、里親支援専門相談員（各1人）を、平成25年度には群馬県里親の会に里親訪問支援員（1人）を配置し、児童相談所と連携して家庭訪問を行うなどの里親支援を行っています。

図9は、各年度の里親登録数と委託児童数の推移ですが、委託を受けている里親は全体の3割という状況です。

< 図 9 >



【推進の方向】

今後は、フォスタリング業務を行う中で、よりきめ細かい支援の在り方について、建設的に関係者間で検討していく必要があります。

委託を推進するに当たり注意しなければならないことは、里親里子の関係にしっかりと目を向け、里親の善意に甘え過ぎず、子育ての多くを負わせることがないよう、児童相談所が中心となってチームを組んで進めていくことが必要です。

また、ファミリーホームは、里親同様、家族の人間関係による社会性の獲得や将来の家庭形成のモデルとなる役割を果たすことができることから、ファミリーホームを積極的に活用していく必要があります。今後、里親経験者による開設、児童養護施設等の職員が独立しての開設、児童養護施設等を設置する法人による開設が期待されることから、事業の周知や事業実施に向けた支援を行っていく必要があります。また、里親支援と併せて、里親委託等推進員等の訪問によるファミリーホーム支援、養育里親研修への参加によるファミリーホーム事業者の資質向上のための支援を、今後も継続して行っていきます。

【具体的な取組方策】

- ①里親やファミリーホームが安心して子どもを養育できるよう、児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置するなど、児童相談所のサポート体制を強化する。
- ②被虐待児や発達障害児など養育が難しい児童の増加が見込まれることから、里親の養育技術等の向上のための研修の充実、里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）を利用しやすい環境づくりを行う。
- ③要保護児童対策協議会における会議を活用し、多機関による里親及びファミリーホームの支援を行っていく。

（４）里親養育の包括的な支援（フォスタリング業務の実施）

【現状・課題】

平成28年改正児童福祉法において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。また、都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）が具体的に位置付けられました。

また、新しい社会的養育ビジョンにおいては、愛着形成の必要など、子どもの発達ニーズから考え、乳幼児期を最優先にしつつ全年齢層にわたり、里親委託率の向上に向けて、受け皿となる里親を増やすとともに、質の高い里親養育を実現することが求められています。

質の高い里親養育においては、里親制度は「子どものための制度である」との共通認識の下、子どもに対し、安全で愛情のある養育者の下で、発達段階に応じたニーズを満たすことのできる、家庭と同様の継続的な養育環境を提供し、子どもが健やかに成長することが保障されなければなりません。子どもの希望や気持

ちに耳が傾けられ、子どもが個人として尊重され、その自己肯定感が高められるよう、個々のニーズや生い立ちに応じたケアが提供される必要があります。

里親には、子どもについての情報を十分に得ながら、親からの虐待による影響や心身の障害などに配慮し、社会資源を十分活用して養育を行うことが望まれます。また、子どもの利益に反しない限り、実親や祖父母、きょうだい等の親族等との交流や関係構築が行われるようにする必要があります。

これらにより、里親養育の中で子どもの権利を保障し、教育や地域社会への参加を通じて、子どもに対し、経験と能力を伸ばす機会が提供されるようにする必要があります。

【推進の方向】

子どもに最善の養育を提供するために里親が適切な支援を受けられるように、里親制度に対する社会の理解をより一層促進するとともに、里親のリクルート、研修、支援などを里親とチームとなって一貫して担うフォスタリング機関（里親養育包括支援機関）による包括的な支援体制を構築することが不可欠です。

フォスタリング機関を中心に適宜関係機関と連携し、県全域で地域格差のない里親支援を行っていきます。

【具体的な取組方策】

<里親のリクルート及びアセスメント>

- ①日常生活の中で里親制度に関する情報に触れられる機会を作るため、様々な広報媒体により普及啓発を行う。
- ②里親になろうとする動機が里親制度の趣旨と合っているかなど、委託される子どものため、里親としての適性を丁寧に確認する。

<登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修>

- ③里親の養育技術の向上を図るため、テーマ別の研修を行うとともに、里親同士のピアサポートを通じて互助関係の構築を図る。

<子どもと里親家庭のマッチング>

- ④フォスタリング機関が持つ里親家庭に関する情報や、児童相談所及び子どもが入所する施設が持つ子どもに関する情報など、関係機関が持つそれぞれのアセスメント情報を持ち寄り、適切なマッチングを行う。

<里親養育の支援>

- ⑤定期的な家庭訪問や電話にて養育状況を把握し、個々の里親家庭の抱える課題に対応する支援を行う。
- ⑥委託解除に当たっては、子どもに対し、事情に応じた丁寧な説明を行い、意見を聴くとともに、次の養育の場への移行に当たり、新しい環境への適応がしやすいよう丁寧な支援を行う。

- ⑦また、里親に対しては、委託解除による里親の喪失感への配慮を適切に行い、次の委託の可能性を探ることで、モチベーションの維持につなげる。

(5) 子どもの状況に応じた一時保護環境の整備

【現状・課題】

一時保護は、子どもの安全で迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものです。このため、一時保護の基本的な考え方を一時保護に関わる職員や機関が共有し、適切に支援を行うことが重要です。

こうした中、児童相談所への児童虐待通告が年々増加し、子どもの安全確保に重きを置くことから、近年は一時保護所の定員超過が続いており、子ども一人ひとりの状態に合わせた個別的な対応が難しい状態にあります。

こうしたことから、本県では東部児童相談所の移転に合わせて、東部児童相談所一時保護所を開設し、定員超過を解消するとともに、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を行えるようにします。

一時保護に関しては、一時保護ガイドラインを踏まえ、適宜、一時保護中の環境を見直し、改善を進めます。

【推進の方向】

一時保護が必要な子どもについては、年齢も、一時保護を必要とする背景も様々であることから、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を確保し、その子どもにとっての一時保護の意味を十分考慮に入れた、子どもに安心感をもたらす丁寧なケアが必要です。

そのため、一時保護所においては、子どもの最善の利益を考慮した保護や養育を行う必要があることから、子どもが落ち着いて生活できるための施設、設備、日常生活の過ごし方や活動内容を工夫していく必要があります。

一時保護委託により一時保護する場合には、乳幼児については、子どもの状態に応じて、可能な場合は里親やファミリーホームへの委託を検討し、緊急保護のため委託先の里親やファミリーホームが即座に見つからない場合、または、虐待の影響や心身の疾患や障害があり、よりきめ細かな専門的なアセスメントが必要な場合は、児童養護施設等の施設への委託を検討します。

学齢以上の子どもについては、子どもの行動上の問題や虐待の影響等への専門的なケアの必要性の程度に応じて、一時保護所、里親、ファミリーホーム、施設を選択します。

なお、学齢児以上の子どもが入所する施設への一時保護委託については、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境は、双方への影響が大きいため、混在しないよう配慮が必要です。

一時保護を解除する場合には、家庭復帰する子どもに対しては、継続的な支援を行うことができるよう、市町村子ども家庭総合支援拠点、市町村要保護児童対

策地域協議会調整機関や関係機関等にも連絡するなど必要な措置を講じます。

一時保護から児童養護施設等への入所や里親やファミリーへの委託へと移行する子どもに対しては、子どもの意見や気持ちを十分に聞くとともに、そうした移行が必要であることを納得するための十分な説明など、移行期における丁寧な支援が必要です。

また、児童養護施設等、里親、ファミリーホームに対しても、アセスメント結果など子どもを支援するために必要な情報を積極的に共有することが必要です。

【具体的な取組方策】

- ①子どもに安全感や安心感を与えるためのケアを行うため、児童心理司などによる面接や、認知行動療法や遊戯療法などを念頭に置いた適切な対応を行う。
- ②子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、子どもの外出や通学について可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能となるよう児童養護施設、里親、ファミリーホームに一時保護委託する。
- ③保育所や幼稚園等に通所している乳幼児の場合、生活や教育の連続性を保障する観点から、できる限り同一施設における通所が可能となるよう配慮する。
- ④児童福祉法第28条第1項第1号※の申立て等により、一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においては、児童養護施設等、里親、ファミリーホームへの一時保護委託を検討する。
- ⑤一時保護所職員として必要な知識や支援技術を学ぶため、一時保護所指導者研修などの研修を受講する。
- ⑥子どもの権利擁護を図るため、また一時保護の質の向上のため、第三者評価を実施する。

※児童福祉法第28条第1項第1号

子どもを虐待するなど、その子どもの福祉を害しているが、親権者が児童養護施設等への入所を拒む場合に、児童相談所が家庭裁判所の承認を得て、入所させようとするもの。

2 児童虐待の防止

(1) 児童虐待の予防・防止の取組強化

【現状・課題】

県内3か所の児童相談所に寄せられた児童虐待通告（相談）件数は、平成17年度以降、500件を超える水準で推移し、平成21年度以降は、毎年度、過去最多を更新している状況です。虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで総合的な対策を、引き続き社会全体で取り組んでいく必要があります。

また、これまでに発生した児童死亡事案等を受け、児童死亡事案検証委員会がまとめた報告書の提言を踏まえ、再発防止に向けた取組を進める必要があります。

【推進の方向】

児童相談所体制の充実強化と市町村における子育て支援や児童相談体制整備、要保護児童対策地域協議会の機能強化、妊娠期から乳幼児期の母子保健活動での養育不安やハイリスク家庭の把握と児童福祉関係部署との情報共有、虐待防止の啓発活動や研修の充実強化など児童虐待対応体制を更に強化する必要があります。こうした点については児童死亡事案検証報告書においても課題として取り上げられたところです。これら課題に対する具体的な取組方法については、児童相談所においてワーキンググループを設置し検討作業を進め、逐次実施していきます。

また、子育てにかかる親の精神的な負担を軽減し、良好な親子関係づくりを目指す本県独自の子育て講座のプログラム「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング（ほめトレ）」を開催し、体罰によらない子育てを推進していきます。



【具体的な取組方策】

- ①児童福祉司任用資格認定等研修を実施するとともに、市町村職員等を対象に「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング（ほめトレ）」のトレーナー養成講座を開催し、トレーナーの養成を行うことで、子育て講座の開催市町村を増やしていく。
- ②各児童相談所に嘱託職員として「虐待対応スーパーバイザー」を配置し、職員体制の充実を図る。
- ③児童相談所において、各都道府県が公表した児童死亡事例等の検証報告書をテキストとして学び、示された課題や提言を業務に反映していく。
- ④「市町村児童虐待対応マニュアル」を改訂し、法令改正や国通知、外国人家庭への支援など新たな情報を盛り込み、市町村担当者がより使いやすく、適切な判断が行えるよう内容の充実を図る。

（２）警察、学校及び医療機関等の関係機関との連携強化

【現状・課題】

児童虐待通告（相談）の経路別内訳を見ると、「警察等」、「近隣・知人」に次いで多いのが「学校等」（学校、幼稚園、教育委員会）で約1.3割を占めています。子ども達にとって、学校は家庭に次いで長い時間を過ごす場所であることや、日々子ども達の様子を把握している大人がいることから、子どもの異変に気づきやすいと言えます。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、学校等及び学校等の教職員等は、「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」と規定しており、また、同法では学校等及び学校等の教職員等は、「児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。」と明記されています。

虐待の状況によっては、保護者から分離して施設等に措置する児童もいますが、多くの場合は、児童福祉司が家庭訪問をしたり、親子で来所してもらうなど在宅での指導を行っています。学校等には虐待の発見・通報だけでなく、日々、児童や家庭の状況把握など重要な役割を担ってもらっています。

医療機関にあっては、妊産婦や児童、養育者の心身の治療に当たるため、要保護児童や養育支援を特に必要とする家庭を把握しやすい立場にあることから、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のために連携が重要となります。

【推進の方向】

学校や医療機関をはじめとして、関係機関間の情報共有においては要保護児童対策地域協議会が重要な役割を果たしていますが、日頃からの情報交換や情報共

有が大切です。医療機関にあっては、院内虐待対策委員会など児童虐待への対応も取り組まれているところもあります。こうした院内体制をはじめ、医療機関間の連携や福祉と医療との連携については、更に相互理解を深め良好な関係を築いていく必要があります。県においては、医療機関における虐待対応力の強化を図るための研修を開催し、医療と福祉との連携強化を図っていきます。

【具体的な取組方策】

- ①要保護児童対策地域協議会においては実務者会議のほか、個別ケース検討会議も積極的に開催し、情報共有と支援の重層化を図る。
- ②中学生や高校生に命や自分を大切にすることへの気付き、また、母性・父性の健全育成を促すため、出産や子育て、児童虐待等について学べるよう、学校に対し出前講座等の活用を働きかける。
- ③地域の中核的な医療機関における虐待対応組織の整備を支援するとともに、中核病院を拠点とした地域の病院や診療所、市町村や児童相談所等とのネットワークの構築により、児童虐待対応の向上を図る。
- ④群馬県警察少年課及び各警察署と児童相談所との情報交換会の開催や、児童相談所と警察との児童虐待事案に関する情報の全件共有の実施。

(3) 被虐待児童の早期保護

【現状・課題】

虐待通告があった場合、国の指針では48時間以内の児童の安全確認を定めていますが、本県の児童相談所では、原則として24時間以内に安全確認を行っています。状況によっては、警察と連携し児童を一時保護します。家庭に戻すことが子どもにとって安心・安全な生活を脅かすと判断されるときは、保護者に対し児童福祉施設などに入所させることを勧めますが、同意が得られない場合には、家庭裁判所の承認を得て入所を行うこともあります。

【推進の方向】

児童への被害を最小限に食い止めるためには早期発見・早期対応が重要です。児童の状況によっては一時保護し、在宅での援助が困難と判断した場合には、施設等入所の措置を採り、安心安全な養育環境を確保します。保護者の同意が得られない場合には、児童福祉法第28条の申立てを家庭裁判所に対して行います。また状況によっては同法第33条の7の親権停止等の請求も行います。

児童虐待対応においては、対応が後手に回ることで、子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、子どもや保護者の同意がなくとも、子どもの安全確保が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行います。

【具体的な取組方策】

- ① 本県独自のルールである24時間以内における子どもの安全確認を行うとともに、状況に応じて関係機関へ情報提供し、再発防止のための連携体制を構築する。また、24時間を超え、国の基準である48時間以内の安全確認もできない場合には、緊急判定会議を開催して立入調査の実施を検討する。
- ② 虐待の疑いが拭えないなど一時保護が必要であると認められるときは、親の同意が得られなくとも児童相談所長の権限で一時保護を行い、子どもの安全を確保する。
- ③ 児童虐待防止医療アドバイザーを設置し、医学的診断により虐待の見落としを防ぐとともに、医療機関との連携を円滑に進める。
- ④ 虐待が疑われる子どもの安全を確認するために強制的に家庭に立ち入る「臨検・搜索」の訓練を、警察と合同で実施していく。

3 人材の育成

(1) 施設職員及び里親の専門性の向上、人材の確保

【推進の方向】

代替養育を必要とする子どもが、適切な愛着関係に基づき他者に対する基本的信頼を獲得し、安定した人格を形成していけるよう、また、子どもが心の傷を癒やして回復していけるよう、施設職員及び里親の研修体制の整備を進め、専門的な知識や技術を有する者が子どもをケアしながら養育できるようにします。

更に早期の家庭復帰のため、親子関係の再構築支援など、児童相談所と施設等関係機関は連携して家庭環境の調整に努めます。

【具体的な取組方策】

- ①基幹的職員による自立支援計画の適切なマネジメント、関係機関との連携の下で児童指導員や心理療法を担当する専門スタッフによるチームケアを可能とする体制整備を支援するため、基幹的職員研修を実施する。
- ②群馬県児童養護施設連絡協議会が実施している、被虐待児童など心理的ケアや治療を要する子どもたちに対する専門的ケアに係る研修会の実施を支援する。
- ③フォスタリング業務における研修において、愛着形成や被虐待児、発達障害児等の養育に関する知識と養育技術向上のための研修会を実施する。
- ④人材確保のため、保育士・看護師養成校等と連携した児童養護施設等による施設見学会やボランティア活動の積極的な受入れ、また、宿直補助員としての学生のアルバイト雇用を促し、児童福祉分野に興味を持っている学生からの人材確保に繋げる。

(2) 市町村・児童相談所職員の専門性の向上

【推進の方向】

早期の家庭復帰の実現や親子関係の再構築、家庭復帰後の見守りなど、家庭支援機能の強化を図るため、児童福祉司等の人員の確保及びその質の向上など児童相談所の体制強化を更に進めるとともに、各種研修会や連携した活動を通して、市町村児童相談担当職員及び児童相談所職員のより一層の専門性の向上に努めていきます。

また、住民に身近な市町村の体制整備を図る必要があることから、必要な情報提供及び技術的助言に努めるほか、要保護児童対策地域協議会への支援を強化します。

【具体的な取組方策】

- ①「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（2018年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）（以下、「新プラン」という。）に基づき、児童福祉司や児童心理司等の増員による児童相談所に体制強化を図るとともに、職員の専門性の向上のための研修の充実を図る。
- ②市町村職員の専門性確保支援のため、児童福祉司任用資格認定研修や要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修等の実施などによる研修の充実を図る。また、「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング（ほめトレ）」のトレーナー養成講座を開催し、養育支援技術の向上を図る。
- ③ほめトレのトレーナー養成講座を修了した市町村職員等による子育てプログラムを県内各地で開催し、養育方法に不安を持つ親に対して、ほめて育てる子育てを広めていく。
- ④新プランに基づき、市町村における児童等に対する必要な支援体制を強化するため、「子ども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」の設置に向け、市町村への説明会を開催するとともに、先進事例の紹介を行うなどの支援を行う。
- ⑤市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、市町村が在宅支援や特定妊婦の支援強化等、支援メニューが充実できるよう、児童養護施設等の多機能化や機能転換を踏まえた提案を行っていく。
- ⑥児童相談所の児童虐待相談対応件数が年々増加する中、中核市による児童相談所設置など、児童相談所の強化が必要となっている。中核市による児童相談所の設置の意向を把握し、設置に向けた協議等、滞りなく設置が進むよう、必要な支援を行う。
- ⑦母子生活支援施設は母子を分離せずに施設入所させ、母子ともに支援を行える施設であることから、市に対して家庭養育優先原則を踏まえた活用を周知していく。

(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

【推進の方向】

児童相談所の児童虐待相談対応件数が年々増加していることから、児童相談所の補完的役割を果たす児童家庭支援センターによる児童虐待防止の取組が重要となっています。

一方で、市町村による児童等に対する必要な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」も設置されることとなり、児童家庭支援センターの役割を明確化する必要があります。

児童家庭支援センターは児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号に基づく指導委託先として、市町村からの要望に応じて設置を促進していきます。

【具体的な取組方策】

- ①児童家庭支援センターは、家庭からの子育て相談などの求めに応じて、電話、来所及び訪問による対応を行うとともに、子育て支援事業を実施するなど、地域への相談支援を行う。
- ②児童相談所は、児童家庭支援センターとの連携を強化し、定期的な情報交換を行い、要保護性がある児童及びその家庭の指導を委託する。
- ③児童相談所及び児童家庭支援センターは、市町村からの求めに応じ、技術的助言その他の援助を行う。

4 児童の自立支援（ライフサイクルを見通した支援）

（1）児童の自立支援策の強化

【推進の方向】

家庭復帰が困難であったり、家庭復帰後も支援が必要な子どもたちにとっては、できる限り円滑に社会へ巣立つことができるよう、自立への支援を進めます。施設に入所している子どもに対しては、退所後の社会的自立までを見据え、「自立支援計画」の定期的な見直しによる充実・強化を図ります。また、子どもが自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会スキルの獲得など、一人の人間として生きていく基本的な力を身に付けられるよう、児童相談所や施設等は連携して子どもの養育に努めます。

【具体的な取組方策】

- ①子どもたちが、平等に社会のスタートラインに立てるよう、児童養護施設に自立支援担当職員を配置する。
- ②養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった子どもの学習支援の拡充を図る。
- ③児童相談所と施設、里親、ファミリーホーム等との連携により、子どもの退所後の社会的自立までを見据えた「自立支援計画」の定期的な見直しを行う。
- ④児童相談所、群馬県児童養護施設連絡協議会等と連携し、児童養護施設等の退所を控えた子どもたちに対する地域生活を始める上で必要な知識や生活技能を修得する講習会の実施、高校を中退・退学した子どもたちや退所した児童等に対する進路や求職活動等の相談、就業相談専門機関の活用等の支援を行う。
- ⑤社会的養護自立支援事業を実施し、児童養護施設等の退所を控えた支援が必要な子どもたちに自立支援計画を策定し、生活や就業に関する相談に応じるとともに、退所した者同士が集まり交流を図る場を提供する。
また、措置解除後も里親の居宅や施設等での支援が必要な者に対し、居住費や生活費を支援する。
- ⑥自立生活に必要な力が身につけていない状態で措置解除することがないよう、18歳以上の措置延長を積極的に行うとともに、中学卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童については、子どもや家庭の状況を踏まえて、子どものみならず家庭も含めた包括的な支援を行う。
- ⑦18歳未満で措置解除する児童については、児童の居住市町村に情報をつなぎ、当該市町村において、必要に応じて要保護児童対策地域協議会で見守る世帯として

登録するなど、家庭も含めた支援を行う。

- ⑧義務教育後、就職自立を目指しながらも、家庭復帰が困難な子どもにとって重要な社会資源である自立援助ホームの設置を推進する。

(2) 子どもの権利擁護体制の整備（意見聴取・アドボカシー）

【推進の方向】

施設又は里親のもとで生活する子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもから意見を聴取し、方針決定の際にはできるだけ反映していきます。ただし、子どもの最善の利益のために、子どもの意見が反映できないときには、その理由等を子どもに説明し、理解を得ます。

また、「子どもの権利ノート」の改訂を行うほか、子どもに対する虐待事案発生後の対応等について定めた「群馬県被措置児童等虐待対応要領」についても、より実践的な内容となるよう検証を継続し、子どもの権利擁護の強化に努めていきます。

社会的養育下における子どものアドボカイトのための環境整備を進めるとともに、養育困難な状況を見逃さないよう、児童相談所、施設、里親など関係機関が連携を取りながら、養育を支援していきます。

【具体的な取組方策】

- ①一時保護をする子どもや、児童養護施設等への入所又は里親に委託する子どもに対して、一時保護時や入所又は委託時だけでなく、継続の際にも、定期的に入所等の理由や見通しを丁寧に説明する。また、意見表明できる年齢の子どもには、意見の聴取を行い、方針決定にできるだけ反映させる。ただし、子どもの最善の利益のために、子どもの意見が反映できないときには、その理由等を子どもに説明し、理解を得る。

- ②子どもの権利ノートを改訂し、施設入所時や里親委託時に、児童相談所から児童に説明の上、配布する。

- ③児童相談所職員、施設職員、里親等を対象に、子どもの権利ノートの活用など、子どもの権利に関するテーマを含めた研修会を実施する。

- ④施設、里親、ファミリーホーム内での子どもの苦情を聞く体制や窓口、施設やファミリーホームについては第三者への相談体制の構築を促すとともに、子どもに対して児童相談所等も相談窓口であることを周知する。



⑤被措置児童等虐待の通告や届出を受けた際は、「群馬県被措置児童等虐待対応要領」に基づき、児童福祉審議会が子どもから意見聴取するなど、講ずべき措置の速やかな遂行を図る。また、同対応要領については、必要に応じて改正を行う。

⑥児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律第7条第4項に基づき、政府による児童の意見表明権を保障する仕組みの検討（令和2年4月1日から2年を目途）を踏まえ、子どもの権利擁護のための取組を行う。

(3) アフターケア(施設退所並びに里親及びファミリーホーム委託解除後の相談支援)への取組

【推進の方向】

児童養護施設等の退所者又は里親委託の解除者は、自立生活を送る上で、様々な生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いて行かなければなりません。これらの者には、児童相談所や施設職員、里親、関係機関の職員、児童福祉の研究者等、県全体で支援できる体制整備に努めていきます。

また、社会的養護自立支援事業や児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業を実施し、児童養護施設等の退所者又は里親委託の解除者に対し、居住費や生活費の支援を行うとともに、社会的養護自立支援事業受託事業者による生活相談支援や就労相談支援を行っていきます。

【具体的な取組方策】

①社会的養護自立支援事業を実施し、児童養護施設等の退所者又は里親委託の解除者の生活上の問題について相談に応じるとともに、気軽に集まれる場を提供し、当事者同士の意見交換や情報交換を支援する。また、雇用先の開拓や就職面接等のアドバイスなど、就業支援を行う。

②児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業を実施し、児童養護施設等の退所者又は里親委託の解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者に対して、生活費や家賃にかかる費用の貸付を行う。なお、一定期間就業継続した場合には、貸付金の返済を免除する。